



経営再建支援・業種別 ガイドラインチェックシート － クリーニング業 － 《令和3年3月2日改訂版》

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

1. 営業者が講ずべき具体的な対策

★太線は重点項目です。取組店証の交付のためには
全て「✓」が記入されている必要があります。

(1) リスク評価

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 複数の従業員や顧客と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定している（消毒が必要）			
2) 高頻度接触部位（受渡し台、作業台、プレス機やアイロンの持ち手、洗濯機・乾燥機等の取手及び操作盤、洗剤及びしみ抜き等の薬剤の容器、ハンガー、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボード、マウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、洗濯物の集配車のハンドル等）を特定している（特に注意して消毒することが必要）			
3) 施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で声を出す場所や未処理の洗濯物を取扱う作業がどこにあるか等を把握している			

(2) 施設内の各所における対応策

	項 目	実践している	実践していない	該当しない
★	4) 人との接触を避け、対人距離を1 m以上確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫している			
★	5) マスク等の着用を従業員及び顧客に対して周知し、咳エチケットを励行している			
	6) 受付での被洗物取扱い時における手袋の着用を従業員及び顧客に対する周知している			
★	7) アルコール擦式等の手指の消毒設備を設置又は石鹸と流水による手洗いを励行している			
★	8) 施設内の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組んでいる			
	① 機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと			
	② 機械換気が無い場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること			
	③ 換気状況については、例えば、CO ₂ センサーの使用等により、把握に努めること			

	④ 窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPA フィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること			
	9) 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒をしている			
	10) 洗濯前の被洗物と洗濯後の被洗物を取扱う際の動線が交差しないよう留意している			
★	11) 特に洗濯前の被洗物を扱った後に洗濯後の被洗物を取扱う場合には手指の消毒や石鹸と流水による手洗いを徹底している			
	12) 複数の従業員や顧客が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にしている			
	13) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを店内に掲示している。また、COCOA を入れいている場合は、電源を on にした上で、Bluetooth を有効にしてもらうよう案内をしている			
	14) 店舗併設型の受け渡し BOX を設置・活用している場合には、定期的又は被洗物の預かり及び引き渡しごとに BOX 内や取手等の消毒を行っている			
★	15) 集配の際は、予め訪問先に連絡し了解をいただいたうえで訪問するとともに、受渡時には必ずマスクの着用に加えて、集配で顧客宅に伺う前後には手指消毒を行っている			

(3) 症状のある方の来店制限等

項 目	実践している	実践していない	該当しない
16) 来店者に対して、事前の検温または現地での検温を行い、発熱の有無を確認している			
17) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人が来店しないよう呼びかけている			
18) 密にならないよう店内における顧客数を制限し、順番待ちの際には距離を確保している			
19) 顧客にも来店時のマスク着用を呼びかけ、マスクを持参していない顧客には、入店を断るようにしている			
20) 感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、顧客の名簿又はお預り証（店側控）を3週間以上、適正に管理している			

(4) 受取及び引渡

項 目	実践している	実践していない	該当しない
★ 21) 従業員は常にマスクを着用し、必要に応じて手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができるフェイスガード、ゴーグル等のほか、飛沫飛散防止スクリーンを活用している			
22) 飛沫飛散防止スクリーンを設置した場合は定期的に清拭消毒をしている			
23) 顧客に対し、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者が使用した洗濯物や吐しゃ物やふん尿の付着した物品の持込みは控えていただくよう周知している			
24) ポケット残留物（ハンカチ・マスク等）は来店前にあらかじめ顧客に確認してもらうよう促し、受付での衣類点検時に発見した際には顧客自身に取り出してもらっている			
25) レジではコイントレーでの現金受渡を励行し、場合によってはキャッシュレス決済の利用を促進している			

(5) トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
26) 便器内は、通常の清掃をしている			
27) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている			
28) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している			
29) 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをすよう表示している			
30) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している			
31) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は止め、タオルの共同利用は禁止している			

(6) 従業員の休憩室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
32) 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにしている			
33) 対人距離を1 m 以上確保するように努めている			
34) 休憩室は、常時換気することに努めている			
35) 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に清拭消毒している			
36) 入退室前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをしている			

(7) ゴミの廃棄

項 目	実践している	実践していない	該当しない
37) 鼻水、唾液などが付いたと思われるゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、回収している			
38) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している			
39) マスクや手袋を脱いだ後は、手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをしている			

(8) 清掃・消毒

項 目	実践している	実践していない	該当しない
40) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃し、通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒している			
41) 顧客の衣類等を預かるという業務の特性上、漂白剤などを用いた消毒作業を行う際には、衣類等に影響が及ばないよう細心の注意を払い、衣類等の保護に努めている			
42) 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒している			

(9) その他

項 目	実践している	実践していない	該当しない
43) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応を検討している			
44) 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討している			

2. 従業員の感染管理

	項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
★	1) 受付から返却までの各作業工程及び会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
★	2) マスク着用等の咳エチケットの周知を行っている			
	3) 夏季の暑熱環境下でのマスク着用による熱中症に注意し、予防のための環境整備や対策を図っている			
	4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
	5) 業務時間内はもとより、プライベートでも外出自粛、3密を回避する等地域の状況を踏まえた行動を行っている			
	6) 従業員のユニフォーム等はこまめに洗濯している			
	7) 出勤前の体温測定を従業員に求めている			
	8) 従業員は、風邪症状や発熱がある場合や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、管理者等に必ず報告し、管理者等は従業員に出勤しないことを求めている			
	9) 従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努めている			
	10) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに営業者等に報告することを周知している			
	11) これらの報告を受ける担当者（営業者、クリーニング師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知している			
	12) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知している			
	13) 従業員に感染者が出て営業が一時的に継続できなくなる場合を想定し、その間の顧客対応、品物の引き渡し方法等について近隣同業者との取り決めを行っておくなど、事業継続計画（BCP）を策定している			
	14) 従業員に対し、これまでの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」や新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言している「5つの場面」を周知している			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 営業者が講ずるべき具体的な対策			
2. 従業員の感染管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

58項目 - ③の数 (該当しないの数) = A

2. あなたのお店の達成状況

①の数 ÷ Aの数 × 100 =

%

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

%です